**「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の一部改正（案）**

参考資料　２

**に対する府民意見等と大阪府の考え方**

**【募集期間】　令和5年8月1日（火曜日）から令和5年8月30日（水曜日）まで**

**【募集方法】　「大阪府パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、電子申請、郵送、ファクシミリのいずれかによりご意見等を提出いただく方法で**

**募集しました。**

**【意見件数】　７者（団体を含む）から４０件（うち意見の公表を望まないもの０件）のご意見をいただきました。寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。**

| **No** | **ご意見等の趣旨・内容** | **大阪府の考え方** |
| --- | --- | --- |
| （１）プロバイダ事業者等への削除要請等に関するもの |
| **１** | プロバイダ事業者等への削除要請等を誰がどのように判断するのかが不透明である。その点が明確に案として提示されていない以上、恣意的な運用がなされる可能性が否定できない。 | 削除要請等や説示・助言を行うに当たっては、適切な運用を図っていくため、その基本的な考え方について、大阪府人権施策推進審議会の意見を聴くこととしています。 |
| **２** | 削除要請等の直接的な被害者救済については、情報の発信者に対して表現の自由を制約することにつながることから、行政の行き過ぎを未然に防ぐ意味でも、削除要請および要請の結果の公表を条例で定めるべきである。なお、事業者別に公表することまでは求めない。 | 府では、インターネット上の人権侵害の解消推進施策について、毎年検証することとしており、その中で、削除要請等の件数やその結果等について公表を行ってまいります。 |
| **３** | インターネット上で差別等の人権侵害(以下「ネット上の人権侵害」という。）を受けた者（被害者）だけでなく、被害者の家族、その他第三者から「ネット上の人権侵害」の事案に関して削除要請の相談や申し出を受けた場合も規定していただきたい。法務局の人権擁護機関などは当事者からの申請が前提となっている。ただでさえ被害者自身が傷ついている中のストレスを軽減する観点からも、被害者の家族や府内各自治体の相談支援機関等の者からの申出（相談）があった場合も対応すべきである。 | 削除要請等の申出は、被害者本人であることを原則としていますが、当該被害者家族等も被害者に含まれるケースがあることも想定して対応を検討してまいります。 |
| （２）行為者への説示・助言に関するもの |
| **４** | 削除に応じない場合は、その行為の悪質性と行為者を広く社会に「公表」してください。また、被害者からの相談体制と権利回復のための支援のため、あらゆる手段を講じてください。 | 行為者に対して直接対応を求めることについては、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止及び被害者支援等に関する実効性のある施策を検討するために設置した「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」において、府は公権力の行使の主体となることや表現の自由の問題があることから、任意の助言や説示といった注意喚起に留めるべきとの意見があったことを踏まえ、説示・助言を行うこととしたものです。 |
| **５** | 行為者への助言・説示の取り組みに賛同するが、なおも情報の削除に応じない場合の手立てとして、大阪府知事として勧告することも規定していただきたい。インターネット上で差別等の人権侵害 （以下「ネット上の人権侵害」という。） に関して、被害者等から相談が寄せられ、被害者への相談支援の活動とともに、行為者に対しても働きかけが行われることになっている。削除要請や助言・説示を行ってもなお、行為者が行為等をあらためない場合は、被害者等への二次被害・三次被害、つまりは精神的・身体的被害が重篤化することが大いに懸念される。この場合、改正条例でも、現行法でも対処できない重大問題でもあるとも考えるが、そのことを世に問う意味でも、大阪府知事として「勧告」したり、公表したりすることができる措置も規定していただきたい。 |
| **６** | 府民の権利を守る大阪府として、不当な差別的言動等を繰り返し、なかなかやめようとしない行為者に対して、それをやめるように働きかけることは必要であると考えます。しかし、行為者がなかなかやめようとしなかったり、行為者の名前が不明であったりするという課題があります。そのために、不当な差別的言動等をやめるように言っても止めず、その行為を繰り返したり、行為者の名前が不明のまま広がって、公益に著しい支障をきたす場合等は、聴聞の手統きを経た後、その行為者に勧告をし、それに従わない場合は、名前を公表したり、アカウント名を公表したりする行政制裁を定めることが必要であると考えます。このことは、大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例においても、勧告や事実の公表が規定されており、この例が参考になると考えます。 |
| **７** | 行為者への助言・説示の取り組みに賛同するが、あわせて現行条例の趣旨・目的、および現行条例第3条をふまえて、助言・説示だけでなく、あっせんという取り組みについても条文の中に規定するよう検討していただきたい。現行条例第3条「府は、（中略）、被害者を支援するための施策並びに行為者が再び誹謗中傷等を行うことを抑制するための施策を実施する」と規定している。あわせて第7条3項に「行為者の誹謗中傷等を抑制するための相談支援体制の整備」も規定されている。誹謗中傷等を抑制するためには、思想・信条は変えられなくとも「人権意識の醸成」や「多様性についての理解・認識」「寛容さを身につける」を促すことが必要と考える。ついては、ネット上の人権侵害の事案や被害者の求め等によると考えるが、あっせんの取り組みも助言・説示の中に盛り込むように検討をしていただきたい。「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」においても第10条において「相談事案に係る障害者等は（中略） 知事に対し、紛争事案の解決のため、あっせんを求めることができる。（後略）」としている。 |
| **８** | 「あっせん」は被害救済の一つです（詳細は検討が必要ですが)。民事裁判や刑事裁判は時間も、費用もかかることが予想されますし、その間、二次被害や三次被害などの不安が被害者に心理的負担を強いることも考えられます。弁護士等の専門家が介在した仲裁や調停も含めた「あっせん」という機能を公として支える体制等を検討してください。 |
| （３）審議会への諮問に関するもの |
| **９** | 審議会への諮問事項として、プロバイダ事業者等への削除要請等の前に具体的な内容（不当な差別的言動の内容や人権侵害の程度）を提示した上で、要請の適否について諮問を行う旨、および、諮問にあたり最大限表現の自由に配慮する旨を条例で定めるべきである。 | 大阪府人権施策推進審議会には、削除要請等や説示・助言を行うに当たっての基本的考え方について諮問することとしており、個々の事案については、即応が求められる中にあって迅速性が著しく損なわれることから、あらかじめ同審議会に意見を聴く仕組みとしていません。 |
| **１０** | 概要では「削除要請等や助言・説示を行うにあたっての基本的考え方」や「インターネット上の人権侵害の解消推進施策の検証、新たな取組の検討」「社会的影響が大きい事案が生じた場合の、被害拡大防止等にむけた府民等への啓発や適切な被害者支援等の府としての対応のあり方」を諮問することができるとしている。このことについては、異論はないが、大阪府人権施策推進審議会は「大阪府人権尊重の社会づくり条例」においても「審議会への諮問等」で規定されているので、そのあたりの関係整理についての考えを示されたい。インターネット上の差別等人権侵害（以下「ネット上の人権侵害」という。）の防止・解消にむけた様々な施策等を実施・推進していくにあたり、国レベルの法制度上の問題点や立法事実を積み上げていくためにも、ネット上の人権侵害に関する事象や事案を収集したり、調査したり、分析する役割も必要と考える。そうした役割・機能に関して、行政府として役割を果たされるのか、それとも「ネット上の人権侵害解消施策の検証、新たな取組の検討」や「適切な被害者支援等の府としての対応のあり方」の審議課題とも関わる問題と考えるので、その観点についても検討していただきたい。一部改正の概要で示された諮問事項については賛同した上で、追加としてインターネット上の差別等の人権侵害 （以下「ネット上の人権侵害」という。）の中で、削除要請等の対象となる「不当な差別的言動」について、実態調査やネットモニタリングの実施、そうした集積と分析をふまえ、ネット上の人権侵害の根絶・解消に向けた施策等の提言などを行う機関の整備についても、審議会に諮問していただきたい。 | 大阪府人権施策推進審議会は、大阪府人権尊重の社会づくり条例第６条第１項の規定のとおり、人権施策の推進に関し、知事の諮問に応じ意見を述べることができるとされており、インターネット上の人権侵害の解消推進施策を同審議会の担任事務とすることは適切であると考えています。また、同審議会では、適切にインターネット上の人権侵害情報の解消施策が実施されるよう、削除要請や説示・助言を行うに当たっての基本的考え方、施策検証や新たな取組の検討、社会的影響が大きい事象への対応等を審議することとしています。 |
| （４）不当な差別的言動の定義に関するもの |
| **１１** | 私の生まれ育った地区が被差別部落（同和地区）であることがインターネット上にさらされてきました。その中には、自宅の表札や自家用車のナンバープレートも撮影されるなど個人情報が配信されています。これらの個人情報と「ここが被差別部落である」との情報を結び付けて特定することは容易なことではないでしょうか。これらを放置することは「差別をされる可能性」を永遠に拡大していくことにつながるのではないでしょうか。いつ誰から自らの出自が暴かれる不安を払しょくしていくためにも、発信者はもちろんプロバイダへ即時削除されるよう規定してください。 | いわゆる同和地区に関する識別情報の摘示については、削除要請等や説示・助言の対象となる不当な差別的言動に含むこととしています。 |
| **１２** | 被差別部落ではない地域をあたかも被差別部落であるように配信している事例もあります。このような「ここは被差別部落だ」「この人は部落出身だ」と間違った情報をもとにした「みなされる差別」もふくめ私はどちらも「不当な差別的言動等」にあたると考えます。「この地域に住む部落民を社会的に排除しよう」と扇動する行為も含めて差別であると定義づけをしてください。 |
| **１３** | インターネット上で同和地区所在地情報が晒される事案、また、自治体等へ「同和地区所在地情報」問い合わせる行為も後を絶ちません。前者は当該地域に撮影に訪れ、意図的に悪印象を与えるように老朽化した空き家などを撮影しネット上にあげ、偏見や差別意識を助長させるなどの被害を与えました。「無断での町内の撮影は固くお断りします」と掲示したものを逆手に取り、「公共施設と掲示板以外の撮影は控えました」とふれこみながらも地区名と被差別部落を結び付けた内容となっています。さる６月２８日に下された控訴審判決では、こういった行為による被害はプライバシー侵害で判断すべきではなく、憲法１３条および１４条に基づく「不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益である」との観点から是正すべきであるとし「差別されない権利」が認められました。このように、ある人種等の属性の集団や不特定多数の者に対して、ネット上で行われている不当な差別的言動に対しても、削除要請の取り組みが促進されるよう、条文として明記してください。 |
| **１４** | ある人種等の属性にかかる集団や不特定多数の者を対象に、インターネット上で差別等の人権侵害（以下「ネット上の人権侵害」という。) に対する削除要請についても、条文として規定していただきたい。この間、同和地区（同和地区とみなされた地域含む）の所在地情報が、インターネット上で公開されている事案が続発している。自治体等への「同和地区の所在地情報」を問い合わせたりする行為も後を絶たない。そんな中「全国部落調査」復刻版出版事件に係る控訴審判決が6月28日に示された。その中で、当時の被差別部落の所在地情報が掲載された「全国部落調査」復刻版の差し止めに関して、第一審のプライバシー侵害で判断すべきではなく、日本国憲法13条及び14条1項に基づく「不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益である」との観点から判断するべきだと是正した。要するに、部落差別が根深く存在する中、「同和地区（とみなされる）の所在地情報」と個人情報とが結びつけられることにより、社会的差別を受ける恐れがあるものとして「全国部落調査」復刻版を差し止めた。このように、ある人種等の属性の集団や不特定多数の者に対して、ネット上で行われる不当な差別的言動に対しても、削除要請の取り組みが促進されるよう、条文として明記していただきたい。 |
| **１５** | 不当な差別的言動の定義をプロバイダ等の事業者に徹底するための研修や啓発活動に同時に取り組んでください。ネット上の人権侵害事例を収集・分析し、一日でも早くあらゆる差別が解消されますよう、よろしくお願いします。 | 府では、これまでからプロバイダ事業者等との意見交換を行うなど、プロバイダ事業者等による人権侵害情報の削除等の自主的な対応が進むよう取り組んできました。今後も、府の取組みへの理解が得られるよう努めてまいります。 |
| **１６** | 差別的な言動について、個人名を上げなくても、人種等の属性を理由にあるいは集団や不特定多数の者を対象に「○○人は死ね」や職業差別を指す事案も数多くあります。２０１６年に「部落差別解消推進法」が施行されたものの、差別の禁止規定・被害者の救済・行為者への罰則規定がなく、泣き寝入りを強いられるという状況が続いています。インターネットの差別等の人権侵害の中でも「不当な差別的言動等」を明確に位置付けることが、改正条例をふまえた教育・啓発の強化、ネット上の人権侵害に対する施策等の推進につながるものであると考えます。今回の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の一部改正において、先の控訴審判決の精神が充分に反映され、実効性のある条例となることを切に要望いたします。 | 不当な差別的言動の定義については、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認等の共通の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせ等の言動を含めることとしています。なお、削除要請等や説示・助言については、被害を受けた個人や集団からの申出があったとき等必要があると認めるときに行うこととしています。 |
| **１７** | 「不当な差別的言動等の定義」を規定することに基本的に賛同した上で、現行条例第二条に「不当な差別的言動等」の定義として、追加をお願いしたい。不当な差別的言動等 第一号に規定する誹謗中傷等の中でも、人種等の属性を理由に、あるいは集団や不特定多数の者を対象に、公然と、不当な差別を誘発、助長、扇動する目的でなされる言動であり、加えて、下記のいずれかに該当するものをいう。1生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨の言動（例：○○人を皆殺しに…）2著しく侮辱や存在の否定、又は、当該人種等をひと以外のものにたとえるなど、人種等の価値を否定若しくは価値の低いものとして扱う言動（例:〇〇人は人間ではなくゴキブリだ）3社会から排除することをあおりたてる言動（例:〇〇人は日本から出ていけ）4虚偽の事実を摘示して特定の人種等が他者の生命、身体、財産等に対して危害を加えた、あるいは差し迫った危害を加えようとしている旨を告知する言動（例：○○人が○○地域で略奪を繰り返している）５当事者の意に反して、特定の人種等、共通の属性であることを識別可能とする情報を摘示する言動（○○は、被差別部落出身だ。〇〇地域は被差別部落だ）インターネット上の差別等の人権侵害（以下「ネット上の人権侵害」という。） の中でも「不当な差別的言動等」を明確に定義づけることが、改正条例をふまえた教育・啓発の強化、ネット上の人権侵害に対する施策等の推進にもつながるものと考える。 |
| **１８** | 不当な差別的言動等の定義の規定について、具体的な案が提示されていない以上、恣意的な運用がなされる可能性が否定できず、今回の案の提示では不十分である。 |
| **１９** | 不当な差別的言動等の定義を明確にし、それを条例で規定することは、削除要請や助言・説示等の行政行為の根拠となるものであり、とても重要なことであると考えます。条例改正案の概要では、人権尊重の社会づくり条例の規定を参考にするとありますが、インターネット上の人権侵害における不当な差別的言動等の定義としては不十分であると考えます。不当な差別の対象となる属性の定義に加えて、インターネットの匿名性と拡散性によって、差別を拡大することや、被差別者に大きな苦しみを永続的に与えるものであることを定義に入れる必要があります。このことにより、差別解消のための積極的な行政措置の根拠を示すことが必要です。 |
| **２０** | パブリックコメントの案では「不当な差別的言動等」の規定について意見を求めていますが、その対象となる「人種等の属性」についても規定してください。現行条例第二条第一号で「誹謗中傷等」が規定されています。その事象に関わって被害者及び行為者への働きかけが行われることとなります。そんな中、行為者から被害者に謝罪等で問題が解決したとしても、それらの事象は「誹謗中傷等」として集積していくことが重要だと考えています。その集積された事象を「人種等の属性」ごとに整理すべきと考えています。これは、前述の働きかけでも問題が解決しなかった場合、大阪府として「不当な差別的言動等」であるとして削除要請や、助言・説示を行っていく場合でも、「人種等の属性」ごとに整理して集積することが重要です。国では「障がい者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」などの個別人権課題の法律が制定されていますので、こうした上位法の改正につなげる「立法事実」としても活かすべきと考えます。私案としては「人種等の属性」＝人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落の出身であることその他の属性をいう。としてください。 |
| （５）事業者の責務に関するもの |
| **２１** | 事業者の責務の規定については、インターネット上での活動が基本となるため、国を跨いでの事案の可能性もあり、法律・政令での運用ですら困難であるのに、一地方自治体の条例をもって制限を加えるのは現実的ではないように思える。 | 事業者の責務では、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止の必要性の理解、インターネットリテラシーの向上、府が実施する施策への協力に努めることを規定することとしています。事業者の責務に規定する事業者は、府内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいい、営利・非営利の別、府内における事業所の設置の有無は問わず、対象としています。 |
| **２２** | 事業者の責務とは別途、特定電気通信役務提供者の責務も規定していただきたい。概要「２　条例改正案の概要」の「（１）プロバイダ事業者等への削除要請等を規定」することとも関連して、迅速に被害を受けた者を守るため、府内に事業所があるプロバイダ事業者だけでも改正条例をふまえた取り組みに協力を求めることが重要である。 |
| **２３** | インターネット上の様々な人権課題についての不当な差別的言動等に対して、府民の権利を守る大阪府として、プロパイダ事業者等に削除要請を行うことは必要であると考えます。しかし、これまでもそれらについて削除要請をしても、なかなか削除されないという課題があります。削除要請等の効果を高めるために、事業者の責務として大阪府の削除要請に協力することを規定することが必要であると考えます。 |
| **２４** | 事業者全体については成人教育の観点から「インターネットリテラシー」の取り組みや教育・啓発の強化への協力も不可欠の為、別途、役割を規定していただきたい。 |
| **２５** | 事業者の理解と協力を条例に規定することは必要であると考えます。ただ、インターネット事業者等は大阪府域に限られることはないため、大阪府の条例の権限が及ばないということがあります。しかし、不当な差別的言動等による被害を受けているのは府民であり、府民の権利を守る大阪府として、大阪府域に限らないインターネット事業者等であっても、条例の権限が及ぶ規定にする必要があると考えます。 |
| （６）その他 |
| **２６** | 被害者の「二次被害」を防止したり、継続的支援に取り組むにあたっても、身近な相談支援機関の役割は重要である。そうした連携やネットワークを構築する方向も検討していただきたい。 | ご意見は、今後の参考といたします。 |
| **２７** | パブリックコメントで意見を求めている「プロバイダ事業者等への削除要請等の規定」を行うにあたっては「（ネット上の）不当な差別的言動等」の定義を規定するとしています。ついては、それらの取り組み等の根拠となる「ネット上の人権侵害の禁止」を新しく条文で規定してください。ネット上の誹謗中傷等が発生・発覚し、被害者及び行為者に対して問題解決に向けた働きかけを行ってもなお、解決しなかった場合は「ネット上の人権侵害」であると根拠づけて、削除要請等の取り組みを主体的に行っていく－。大阪府の基本姿勢として「ネット上の人権侵害の禁止（あるいは許さないこと）」を明確にするべきです。「ネット上の人権侵害の禁止」にあたっては「個人に対する行為」のみならず「ある人種等の属性を有する集団及び不特定多数の者に対する行為」についても、それぞれ規定することが必要と考えています。「誹謗中傷等（第二条第一号）」⇒「ネット上の人権侵害（相談・働きかけ、削除要請の対象）」⇒「不当な差別的言動等（働きかけても応じない場合は助言・説示等)」という関係になります。 | インターネット上の人権侵害への具体的な対処については、憲法が保障する表現の自由との関係や、情報の拡散性などの特性を踏まえると、基本的には国において統一的に検討されるべきものと考えます。府としては、条例に規定するインターネットリテラシー向上や相談支援に関する施策等を国をはじめとする各関係機関と連携協力しながら実施してまいります。 |
| **２８** | 現行条例第三条（府の責務）に関して、ネット上の人権侵害その他人権問題の解消に向けた施策等を推進するにあたりまして、ネット上の人権侵害の対象となる「人種等の属性」の当事者の意見を反映することができるよう「その他の関係者との連携協力」についても明記してください。 ネット上の人権侵害では、被害を受けた個人だけでなく、人種等の属性に係る集団や不特定多数の者に対する侵害情報もあわせて流布されています。個別具体の人権課題に関しては、当該の属性の人権課題の解決に取り組んでいる当事者団体等関係者からの意見を聴く機会などの仕組みを検討してください。 | 人権侵害解消に向けた施策を円滑に実施するため、現行条例第6条において、国、市町村、支援団体その他の関係機関との連携協力を図ることを規定しており、引き続き幅広く意見を聞いてまいります。 |
| **２９** | 現行条例第4条（議会の責務）では「議会及び議員はインターネットリテラシーに努める」ことが強調されていますが、それでは不十分と考えます。「府民の範となって」取り組むのであれば、高い人権意識をもって、この条例の目的を達成するために率先して積極的な役割を果たすことを強調するべきであると考えます。 | ご意見は、今後の参考といたします。 |
| **３０** | 現行条例第5条（府民の役割）の条文では不十分であり、ある面、府民が被害者等になることが想定されていません。ネット上の人権侵害の恐ろしさは、拡散するスピードにもあります。だからこそ、府民の役割としてネット上の人権侵害に対して「気づいたときは通報・報告・連絡するよう努めるものとする」と規定してはいかがでしょうか。児童虐待防止法では、児童虐待による多くの悲劇が繰り返される中で、学校や保育所関係者等からの通報が義務づけられるようになってきました。「気づきの高さ」を促していくことも啓発です。行為者からみれば「ちょっとした誹謗中傷」でも、ものすごいスピードで拡散し、同調した者からもあおられ、二次被害、三次被害を引き起こし、結果、悲劇を生み出しているのがネット上の人権侵害です。府民の役割について補強するポイントは以下のとおりです。・全ての府民は、ネット上の人権侵害等社会的排除から援護され、地域社会の一員としてお互いに認め支えあうとともに自分らしく生きる権利を有していること。・府民自らネット上の人権侵害の深刻さを理解し、人権意識の高揚に努めること。・府が実施するネット上の人権侵害の防止及び解消に資する施策に協力すること。・ネット上の人権侵害に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めること。 | インターネット上の人権侵害については、インターネットリテラシーの不足や人権課題に対する認識不足等様々な原因から生じていると考えられることから、府としては、幅広い世代の府民に対し、加害者にも被害者にもならないよう、インターネットリテラシーの向上や人権意識の高揚に資する教育・啓発等に努めてまいります。 |
| **３１** | 現行条例第6条（連携協力）の条文については、第3条（府の責務）に移行し、新たに「府と市町村との協働」について条文で規定してください。市町村での人権相談を通じて「ネット上での誹謗中傷や人権侵害行為」が報告・申し出が行われたりすることも想定しています。個人情報保護のルールの元、被害者及び行為者への継続的な働きかけ、相談・サポートが行われることにより、とくに被害者にとっては「相談しやすい環境づくり」「相談支援体制の充実」につながるものと考えます。あわせて、いくつかの自治体ではネット上の人権侵害に係るモニタリング（監視及び実態把握等）が取り組まれています。地域の実情に応じたネット上の人権侵害事象を集積したり、削除要請に取り組んだりした事例などを、市町村との連携・協働で集積・分析等を行っていく仕組みの構築をめざすことも重要と考えます。これにより、地方自治体レベルでは解決できない問題・課題を集積し、現行の法制度の改正に向けた政策提言への基礎資料となる「立法事実」を積み上げることができるのではないでしょうか。以上の観点から「府と市町村との協働」という条文をあらためて加筆し、お互いの役割分担、地域の実情に応じた相談支援体制・ネットワーク構築も視野に入れた取り組みにつなげていただきたいと考えます。 | 施策を効果的に推進するためには、府民に身近な市町村が実施する諸施策との連携が不可欠であるとして、従前より「人権相談」、「人材養成」、「人権啓発支援」の３つの事業を府と市町村の共同の取組として実施しており、こうした事業を通じ、現行条例第６条を踏まえながら、今後とも市町村との連携を図ってまいります。なお、インターネット上の人権侵害の実態把握等については、新たに設置する専門相談窓口における相談支援により事例の把握等に努めるとともに、府内市町村からも情報を収集する等により行ってまいります。 |
| **３２** | 市町村との適切な連携、役割分担のもと、地域の実情に応じ、ネット上の人権侵害行為を防止するため、インターネット上の人権侵害行為に係る侵害情報を監視する施策等の実施、あるいは市町村の施策等を支援するために必要な措置を講ずるものとすることを明記してください。 | 市町村との連携は、現行条例第6条において規定しており、今後も、引き続き、連携協力を図ってまいります。 |
| **３３** | 現行の法制度上で「大阪府としてできることに取り組む」ことを現行条例の改正を通じて表明するのであれば、その基本となる方針を現行条例第7条に明記すべきです。主たる目標は「現行の法制度への政策等の提案と実現」と考えます。「地方自治体レベルでは解決できない懸案課題等を集約し、その立法事実をもって国・政府に対して政策等を提案する」ことを基本的考え方として打ち出すべきです。ついては、ネット上の人権侵害行為に対する「大阪府としての基本的態度」「大阪府、府民に関係するネット上の人権侵害への対応策」「府と府内市町村との連携・協働による実施・推進体制の整備」を明確に提示して、人権尊重の観点に立ったインターネット社会の実現に寄与することを強調してはいかがでしょうか。中でも「大阪府、府民に関係するネット上の人権侵害への対応策」に関しては・ネット上の人権侵害を受けた被害者を孤立させることなく救済する官民によるセーフティネットの構築をめざすこと。・行為者と被害者との関係修復は困難であるとしても、互いの価値観を理解したり、認め合えたり、寛容を育む等を主眼に取り組むことを通して共生社会の実現に寄与すること。・自ら自主的・主体的に人権意識の高揚に取り組む機運づくり、社会づくりをめざすこと等々を、条文では十分反映することができない、大阪府としての基本的考え方や施策の基本的視点等を「基本方針」として謳うべきと考えます。また、現行条例は「議員提出条例」でしたので、当該条例を理事者により一部改正することから「基本方針」の一つとして、ネット上の人権侵害に対する施策等の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表することも明記すべきです。報告書の公表はネット上の人権侵害に係る啓発効果にもつながると考えます。 | 府としては、条例に基づき、インターネット上の人権侵害の解消推進施策に取り組むとともに、大阪府人権施策推進審議会の意見を聴き、府の施策の検証を行ってまいります。 |
| **３４** | 現行条例第7条（基本的施策）に「インターネット上の人権侵害行為の防止、解消に向けた施策の推進」を新たに規定してください。パブリックコメントにある「不当な差別的言動等」の定義及び「プロバイダ等への削除要請」や「助言、説示」を規定する方向であれば、基本的施策の中にも「インターネット上の人権侵害行為の防止、解消に向けた施策の推進」を規定すべきです。 | 人権侵害の防止、解消に向けた施策について、現行条例第7条各号の規定に基づき総合的に取り組んでまいります。 |
| **３５** | 現行条例第7条（基本的施策）に「人権教育・人権啓発の推進」について新たに規定してください。現行条例第８条で「インターネットリテラシーの向上」に関して規定されていますが、それだけでは全く不十分です。ネット上の人権侵害は、ひとの命まで奪うものであることへの理解と認識を深めるためにも、人権教育・人権啓発の取り組みが重要不可欠です。「これって、人権侵害かも…」「ひどいんちゃう？」などの気づきを、府が取り組もうとしている相談支援窓口に「通報」「連絡」「相談」が寄せられるような社会の醸成に取り組むことを強調してください。 | インターネット上の人権侵害の問題に係る教育・啓発の取組みとして、現行条例第8条においてインターネットリテラシーの向上に関する施策等を実施すること、現行条例第１１条において広報その他の啓発活動に取り組むことを規定しており、引き続き教育・啓発に努めてまいります。 |
| **３６** | 現行条例第７条２号に、あるいは別号で「ネット上の人権侵害による被害の救済」を規定してください。「被害者の心理的負担の軽減等」だけでなく、府民がネット上の人権侵害により命を落とすようなことがないことを基本姿勢として、取り組むことを表明するためにも「被害の救済」を強調するべきです。侮辱罪の厳罰化、プロバイダ責任制限法の改正などが行われましたが「発信者情報開示請求」を行っても、保存期間が過ぎていたり、請求しても発信者が特定できなかったりするなどのケースも想定されます（中には、第三者がなりすましてある者のアカウントで人権侵害行為を行うことも)。被害者等が相談しても対策等を講じることができなかった問題などをほったらかしにすることなく、さらなる法制度改善に向けた「立法事実」として積み上げて「被害の救済」方策の充実・強化につなげていくことが重要です。パブリックコメント案にある「助言、説示」「プロバイダ等への削除要請」も被害の救済策であろうかと考えますし、被害者に「支援する機関がある」ことなど安心を届けるためにも明記すべきです。 | 被害者支援の取組みとして、現行条例第9条において相談支援体制を整備し、相談内容に応じた情報の提供及び助言、専門的知識を有する機関の紹介、その他、被害者の相談対応として必要な事項に関する施策等を実施することを規定しており、今般、新たに専門相談窓口を設置し、被害者の支援に努めていくこととしております。 |
| **３７** | 現行条例第7条（基本的施策）に「インターネット上の人権侵害に係る実態把握、侵害情報の収集、集積及び分析」について新たに規定してください。現行の法制度上、懸案課題がある中「大阪府ができること」を行うのは、立法事実等を積み上げて、国等への政策要望につなげていくことが目標の一つと考えます。条例を改正し、ネット上の人権侵害に係る施策等を効果的に実施・推進していくためにも市町村や関係機関等との連携、協働は必要ですし、被害者の心理的負担を軽減する相談支援体制の整備・充実に関わっても、府が設置する相談窓口だけでは対応できないことも想定されます。また市町村レベルでも地域の実情に応じた取り組みが実施されていることから、ネット上の人権侵害の防止及び解消に向けたネットワーク構築にもつながります。これらの取り組みをつなぎあわせ、立法事実を積み上げ政策要望につなげていく観点からも基本的施策の一つとして明記してください。 | インターネット上の人権侵害の実態把握の取組みについては、新たに設置する専門相談窓口における相談支援により事例の把握に努めるとともに、府内市町村からも情報を収集する等により行ってまいります。 |
| **３８** | 大阪府が設置する「インターネット上の誹謗中傷・差別等に関する専門相談窓口」において、不当な差別的言動等に関する相談が寄せられることが想定されます。相談窓口としては、その相談を受け止め、必要に応じて大阪府が実施するプロバイダ事業者等への削除要請や行為者への助言・説示につなげたり、相談者の悩みや不安、意向に寄り添ったりする相談や支援が必要になります。ここにおいては、その言動等々が不当な差別的言動等にあたるのかどうかの検討や、相談者が大阪府の措置を望んでいるかどうかの意向を踏まえること、そして行為者の意図や問題性を調査する必要が出てきます。このような取り組みには、専門相談窓口と大阪府とが運携した取り組みを進める必要がありますので、専門相談窓口を条例に位置づけるとともに、専門相談窓口に調査を行える権限を付与する規定が条例に必要です。このことは、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例において、広域支援相談員が設置され、必要な助言、調査及び関係者間の調整を行うことが規定されていますので、この例が参考になると考えます。 | 専門相談窓口においては、現行条例第9条及び第１０条に基づき被害者と行為者の相談支援体制を整備し、相談内容に応じた情報の提供及び助言、専門的知識を有する機関の紹介、その他被害者や行為者の相談対応として必要な事項に関する施策等を実施することとしており、調査を行うことは予定しておりません。 |
| **３９** | 「差別する側・される側」や「分断」ではなく「ちがいを認めあう」「共生社会の実現」という目標を掲げた相談支援体制の充実・強化の取り組みもお願いしたい。 |
| **４０** | 最近、SNS 等のネット上で差別用語を差別される対象ではない人に向けて不適切に使われることが多くなっているように感じます。簡潔な例を挙げると、障害者でない人がおかしな行動をとった際に「障害者のようだ」と比喩するような発言等です。私の実感では差別の対象となる人に直接差別用語を向けるネット上の発言は少し減りましたが、それと並行して差別の対象ではない人への不適切な発言が増えていると思います。障害者差別、人種差別等に関するモラルが社会に浸透する中で差別の対象者でなければ差別用語を使ってもいいという身勝手な考えがあるように思います。ネット上の発言は不特定多数が閲覧でき、結局差別に苦しんでいる当事者たちの目に入ってしまうことが起こりえます。条例の中にはリテラシーの向上に関する項目がありましたが、上記のことをふまえて施策を考えていただけたらと思います。よろしくお願いします。 | ご意見は、今後の参考といたします。 |